

議案第 1 号

産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の 敷地位置の都市計画上の支障の有無について

1 内 容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申請者
産業廃棄物 処理施設及び ごみ処理施設	新潟市北区太郎代字上往来 653 番 57 外 1 筆	8,286.60 m ²	新潟市東区津島屋 3 丁目 208 番地 株式会社 フジ・エンバイロ 代表取締役 本間 克也

(別紙図面表示のとおり)

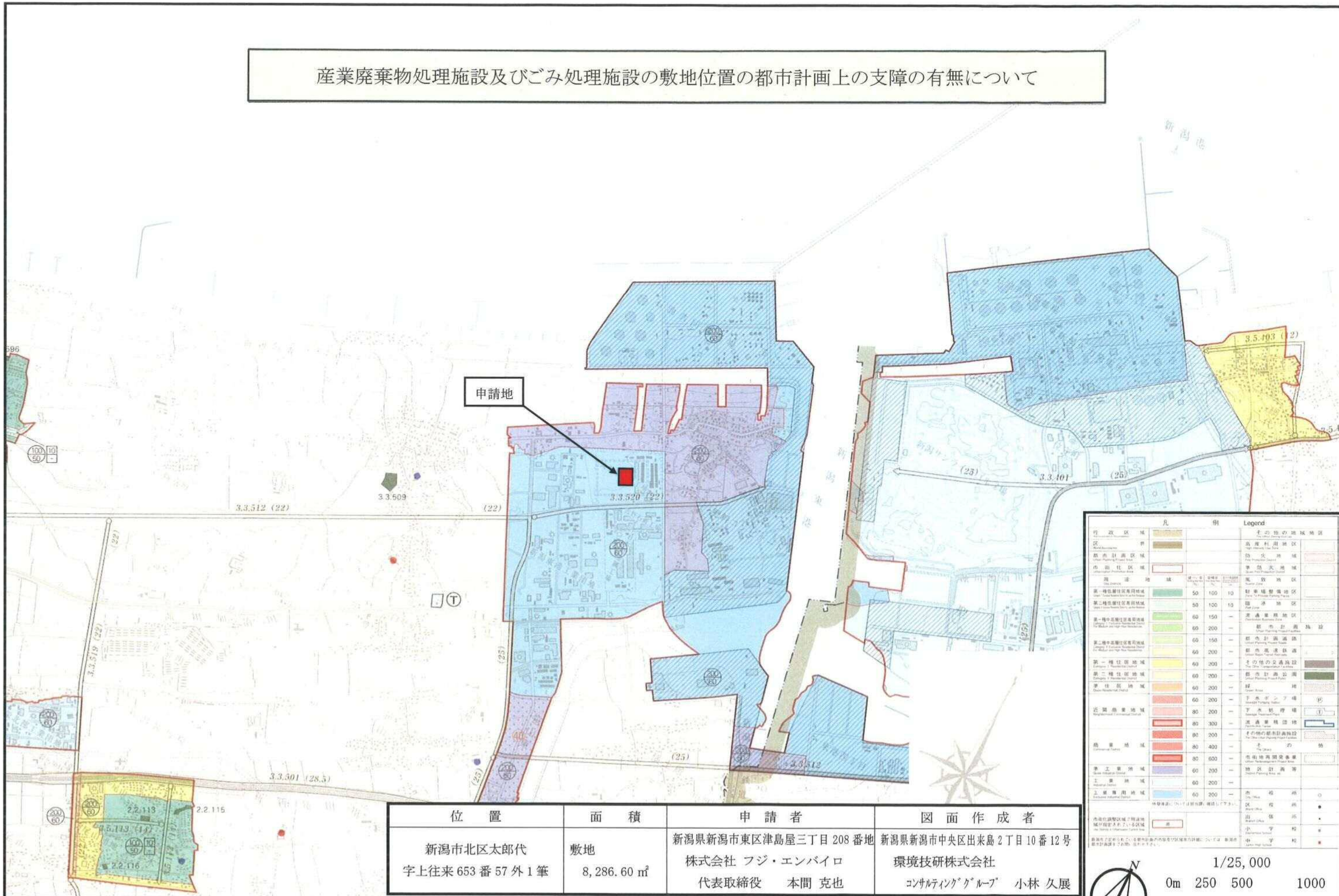
2 理 由

本施設は、産業廃棄物及び一般廃棄物である木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、がれき類の破碎処理及び減容処理を行なうものであり、都市活動によって生じる廃棄物の減量化、再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準法第 5 1 条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について



位置	面積	申請者	図面作成者
新潟市北区太郎代 字上往来 653 番 57 外 1 筆	敷地 8,286.60 m ²	新潟県新潟市東区津島屋三丁目 208 番地 株式会社 フジ・エンバイロ 代表取締役 本間 克也	新潟県新潟市中央区出来島 2 丁目 10 番 12 号 環境技研株式会社 コンサルティンググループ 小林 久展

都市計画図

行政区域	凡 例	Legend	その他の地域地区
区	界		高度利用地区
都市計画区域	界		防火地域
市街化区域	界		準防火地域
用途地域	界		準住居地域
第一種住居地域	50 100 10		第一種住居地域
第二種住居地域	50 100 10		第二種住居地域
第三種住居地域	60 150 -		第三種住居地域
第四種住居地域	60 200 -		第四種住居地域
第一種工業地域	60 300 -		第一種工業地域
第二種工業地域	60 200 -		第二種工業地域
第三種工業地域	60 200 -		第三種工業地域
近隣商業地域	80 200 -		近隣商業地域
商業地域	80 200 -		商業地域
準工業地域	60 200 -		準工業地域
工業地域	60 200 -		工業地域
工業専用地域	60 200 -		工業専用地域

